

令和7年度保育所の入所について

閭町民福祉課 児童係 ☎ 52-5810

保育所は、保護者の就労や疾病などにより家庭以外での保育が必要な場合に利用する施設です。令和7年4月より新規・継続利用を希望する人は、以下の内容を確認して期間内に申請してください。

■入所要件

保護者が、右表のいずれかにより保育の必要性を満たしていること。

※入所希望時点で定員超過の場合、町の基準により入所順位を決定します。

■保育料の算定基準

前期（4～8月）は令和6年度町民税所得割額、後期（9～3月）は令和7年度町民税所得割額をもとに保育料を算定します。3～5歳児クラスの保育料（食材料費など除く）、第2子以降の未満児クラスの保育料は無償です。

■申請書類配布方法

- ・新規利用の場合 町民福祉課児童係（1階③窓口）で配布
- ・継続利用の場合（町内保育所入所者） 保育所で配布
- ・継続利用の場合（町外保育所入所者） 町から郵送

※申請書は、町ホームページからもダウンロードできます。

■申請期間 11月8日（金）～12月27日（金）

■申請先 町民福祉課 児童係（1階③窓口）

入所要件	
就労	妊娠・出産
疾病・障がい	看護・介護
災害復旧	求職活動
就学	虐待・DV
育児休暇取得中（継続利用のみ）	

幼稚園の入所について

幼稚園の入所は、希望する施設で直接手続をしてください。施設で入所を決定します。手続後、町民福祉課児童係（1階③窓口）で支給認定の申請をしてください。

町内保育所一覧

保育園名		定員（予定）	対象年齢	開園時間	所在地	電話番号
城南保育園		60人	0～5歳	平日・土曜 7:30～19:00 ※	宿井 1039-3	52-3419
麻里府保育園		60人	1～5歳		麻郷 3651-5	55-5228
社会 福祉 法人 放光会	たぶせ保育園	130人	2～5歳	平日・土曜 7:00～19:00	下田布施 419-6	52-3231
	たぶせ 第二保育園	50人	0～2歳		下田布施 425-1	

※保育士の配置状況などにより、土曜日の保育は、時間帯によってご希望に添えない場合があります。

新入学準備金の入学前支給について

閭学校教育課 ☎ 52-5812

令和7年度に小中学校に入学するお子さんがいらっしゃる家庭で、経済的に困りなどの保護者に新入学準備金を前もって3月に支給します。

■新入学準備金とは

就学援助制度の支給費目のひとつに、『新入学生学用品費』がありますが、支給時期が入学後の7月であるため、入学時に必要な経費の一部を、入学前の3月に支給することができるよう設けられた制度です。

■申請ができる人（以下のすべてに該当）

- ・令和7年3月1日現在で田布施町内に住民登録のある人
- ・令和7年4月から、小・中学校の新1年生となる児童生徒の保護者

■申請先

田布施町教育委員会学校教育課

■申請期間

12月2日（月）～令和7年1月31日（金）

■支給認定

令和6年度市町村民税（所得割額）で所得判定を行う

■支給日

令和7年3月中旬（予定）

幼稚園預かり保育・認可外保育施設などの利用料の払い戻しについて

問町民福祉課 児童係 ☎ 52-5810

幼稚園の預かり保育、一時預かり保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター、認可外保育施設などの利用で、保育の必要性の要件を満たしている場合、利用料が払い戻されます（上限あり）。
なお、制度をすでに利用している場合も、現況確認のため毎年手続きが必要です。

■申請方法

町民福祉課にある申請書に必要事項を記入し、添付書類と併せて提出

■申請期間

11月8日（金）～12月27日（金）

■申請先

町民福祉課 児童係（1階③窓口）

■制度内容について

- ・金額はいずれも月上限額となります。下表をご確認ください。
- ・要件の詳細は、申請書配布時に同封する案内文やホームページでご確認ください。

◇施設等利用給付

幼稚園など預かり保育		認可外保育施設など	
3～5歳児	11,300円	3～5歳児	37,000円
満3歳児（※）	16,300円	0～2歳児（※）	42,000円

※住民税非課税世帯のみが払い戻しの対象です。

◇多子世帯利用給付（世帯第2子以降の子どもに限る）

認可外保育施設		企業主導型保育事業	
3歳未満児	42,000円	1・2歳児	37,000円
		0歳児	37,100円

『結婚新生活応援補助金交付事業』の申請を受付けています

結婚して町内に居住されるご夫婦の新生活を応援するため、結婚新生活に係る経費を一部補助します。

令和6年1月1日以降に結婚された人は対象となる可能性があります。なお、申請する世帯の申請内容によっては、交付条件に当てはまらず補助金の交付対象世帯とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■補助対象世帯

- ・申請する年の1月1日以降に婚姻届を提出し、町に住民票がある世帯
- ・夫婦の年齢が婚姻日において、ともに39歳以下
- ・夫婦の合計所得金額が500万円以下

■補助対象経費

◇住宅取得費用

住宅を建築し、または購入の際に要した費用

◇住宅賃借費用

家賃（共益費含む）、入居費用（敷金、礼金、仲介手数料）

◇引越し費用

引越し業者または運送業者への支払いの実費

■補助金交付額

1世帯あたり、上限30万円

※夫婦がともに29歳以下の場合、上限60万円

■申請期間

申請する年の4月1日～翌年3月31日

■申請方法

申請様式に必要書類を添付し、企画財政課（2階⑩窓口）に提出する。

◇必要書類

補助対象経費を支払った証明書類の写し（領収書の写しや通帳などの写し、住宅賃貸または住宅売買契約書の写し）

※補助対象世帯の要件や必要提出書類などの詳細は、町ホームページで確認、もしくはお問い合わせください。

■申請・問合せ先

企画財政課 企画係（2階⑩窓口） ☎ 52-5803